**平成２１年（フ）第２８９号**
長野市大字小柴見290番地
債務者　久保田サトミ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２９９号**
長野市大字南長野妻科434番地２
債務者　塚田冨士夫
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３００号**
長野市大字南長野妻科434番地２
債務者　塚田　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２７６号**
兵庫県宝塚市大吹町２番23号　シュタットハイツ102号
債務者　横浜　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第３１３号**
兵庫県宝塚市山本中３丁目11番３―203号
債務者　増田　友宏
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第６３５号**
兵庫県尼崎市七松町１丁目14番25号　林文化
債務者　千綿　茂芳
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第２０７号**
福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字小丸山10番地
債務者　小山佐由美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２１年（フ）第２１０号**
福島県郡山市安積４丁目290番地　パーク西宿Ａ棟303号室、住民票上の住所福島県郡山市安積町長久保２丁目７番地の65
債務者　福本　稔樹
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２１年（フ）第２２６号**
福島県須賀川市小作田字荒町台49番地１
債務者　森　　貢
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２１年（フ）第２２７号**
福島県須賀川市小作田字荒町台49番地１
債務者　森　ハルヨ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２１年（フ）第８４９号**
神戸市東灘区深江本町３丁目３番27―505号
債務者　阿部　　徹
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１１０８号**
神戸市北区君影町１丁目１番11―402号
債務者　庭山　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１１２４号**
神戸市灘区大和町１丁目３番６―307号
債務者　田村　洋之
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第７９号**
長崎県南島原市南有馬町乙1066番地
債務者　波止　雅彦
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第１５１５号**
名古屋市北区清水５丁目35番７号　第１志賀橋コーポ48号
債務者　丸伸設計こと　設樂　幸雄
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２１２９号**
愛知県知多郡武豊町字池田１丁目22番地３
債務者　中瀬　玲子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２１８９号**
名古屋市中川区富田町大字戸田字宮田30番地　戸田荘４棟211号
債務者　宮本健太朗
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第８１３号**
北九州市八幡東区大宮町６番８号
債務者　西口　敏也
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部